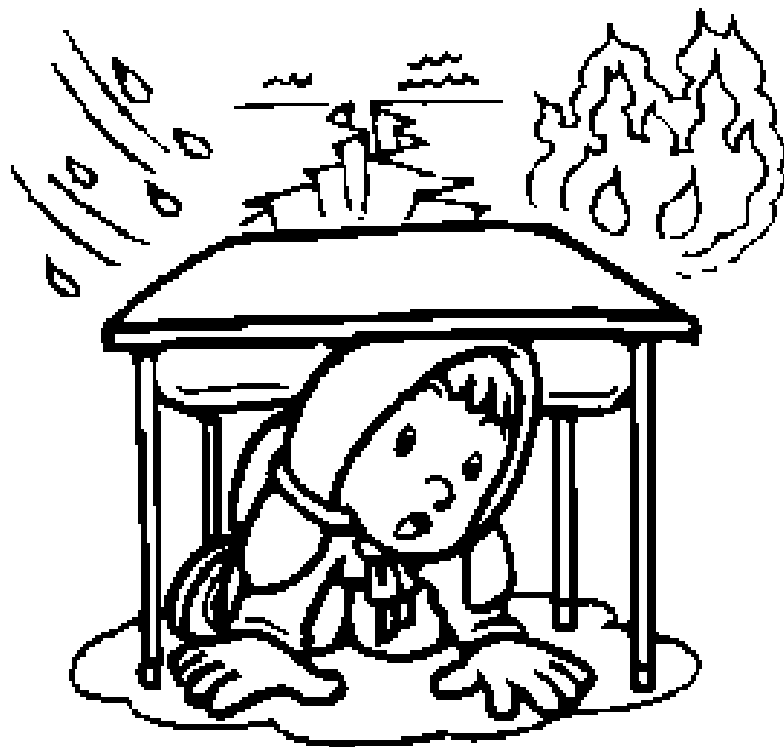


保存版

四小防災マニュアル



このマニュアルの内容は、
ご家庭にてお子様と一緒に確認いただくなどして、
万が一の時に備えてください。

府中市立府中第四小学校

1 保護者の方へ知っていただきたいこと

- ① このマニュアルは、災害時または災害が予想される場合に適用されます。しかし、場合によっては学校の対応がマニュアル通りに行われない場合も想定されます。本マニュアルは、基本的な対応であるということをご理解いただき、保護者の皆様の普段からの災害への備え、また災害における自主的な判断をお願いいたします。
- ② 「防災マニュアル」の中で一番重要なことは【連絡】です。しかしながら、緊急時において、配信されます一斉メールの配信不能、電話回線の不通、気象状況の急変などの事態も予測されます。ご家庭でも災害状況から判断される適切な対処を親子で話し合ってください。最も大切な「子どもの命を守る」ということを考えての対応をお願いします。緊急時の本マニュアルが有効に運用されるためには、全保護者の皆様の協力が不可欠です。
- ③ 住居形態によって、下校後の児童の対応が異なります。一戸建ての住宅の場合は、近隣の住民との連携、集合住宅の場合、オートロック式の入り口の問題等も含め、保護者不在の家庭の児童の安全をどのように図っていくか、校外委員会等で、地区・ブロック単位で防災対策について話し合い、決定事項に関しては周知徹底をよろしくお願いいたします。
- ④ 災害はいつ起きてもおかしくありません。
《お子様が登下校中の場合》
 - ア、建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない場所に避難するように、日頃から注意を促しておきましょう。
 - イ、登校中、下校中は児童自らの判断が必要となります。
 - 安全に気をつけて、登下校する。
 - 災害が起きた時、安全な場所（公園、集会場等）に一時避難し、近隣の大人の指示を求める。
《お子様が家庭にいる場合》
 - ア、自宅待機等の場合には、外出をしない、火を使わない等の安全対策ルールを守らせてください。
- ⑤ 家庭内で防災に関する話し合いをしましょう。
 - ア、仕事を常勤されている保護者の場合、低学年（1年～3年）は学童保育及び放課後子ども教室との連携を密にしてください。学童保育と小学校は管轄が違いますので、学校に学童保育の対応を問い合わせてもわかりません。学童保育の方へ連絡、確認をお願いします。

- イ、学童に通っていない児童、高学年の児童の保護者が災害時不在の場合、地域内、保護者間で児童の安全を確保できるように普段から話し合っておいてください。
- ウ、家庭内で、家具の転倒防止、家の中に安全スペース（落下物や倒壊物がない場所）をつくるなどして防災対策を徹底してください。
- エ、児童が下校した時に保護者が不在の場合、不安になってしまいます。普段から行き先を書いたメモを残すなど、不在の場合の家庭内での対応策を話し合ってください。保護者の居場所は常にお子様に伝えておいてください。
- オ、家から一番近い緊急避難場所を決めて、緊急時には必ずそこに集まるということを、普段から家族で確認しておいてください。

⑥ 一斉メール（スマート連絡帳）に登録をお願いします。

緊急時には、学校の体制、保護者へのお迎えのお願いなどを一斉メールで配信することになります。スマート連絡帳への登録をいただきますようお願いいたします。

※他にも家庭の中でできる防災活動はいろいろあります。

地域の防災訓練に親子で参加するなど、家庭内で防災意識を高めてください。

災害によっては学校が安全地域でない事態もあります。

学校の判断・決定をご理解いただいた上で、家庭・地域で話し合いをしてください。

学校と協力し合い、児童全員の安全を守っていきましょう。

2 災害時の学校側の対応

1	登校時	台風が接近した場合	一斉メール配信（スマート連絡帳）HPにて連絡をします。マニュアルにしたがって行動してください。
---	-----	-----------	---

午前 7 : 0 0
テレビ・ラジオ、気象庁のホームページ (http://www.jma.go.jp/jma/index.html) を確認してください。
「府中市」に「暴風警報」（大雨警報は該当しない） または「特別警報（現象は問わない）」が 発令されているかどうか

発令されている	発令されていない
休校	安全に気を付けて 通常通り登校

下校時	台風が接近した場合	必要に応じて学校から情報発信
-----	-----------	----------------

下校時
「府中市」に「暴風警報」（大雨警報は該当しない） または「特別警報（現象は問わない）」が 発令されているかどうか

発令されている	発令されていない	
学校待機 解除の場合下校 (場合により集団下校)	帰宅が危険な場合	通常の場合
	学校待機 解除の場合下校 (場合により集団下校)	下校 (場合により集団 下校)
翌日に関わることは必要があれば、学校から連絡		

※学校が避難所開設されている場合、避難所の撤収及び消毒作業のため、児童の繰り下げ登校または、臨時休業を継続することがあります。その際は、前日から当日午前6時までの間にメールで各家庭に連絡いたします。

2	警戒宣言が発令された場合	市役所からのサイレン（3回連呼）、消防車やパトカーのサイレン、テレビやラジオでの放送。学校からの連絡はありません。マニュアルにしたがって行動してください。
---	--------------	---

午前6：00
テレビ・ラジオを確認してください。
警戒警報が発令されているかどうか

発令されている	発令されていない
休校	安全に気を付けて 通常通り登校

在校中	引き渡しをします。速やかに学校にお越し下さい。発令解除まで自宅待機。保護者または引き渡しカードに記入されている代理人の引き取りの方が来られるまで、学校で保護。
-----	---

3	府中市で大規模地震 (震度5弱以上)発生	マニュアルにしたがって行動してください。校外学習の場合は、学校から連絡します。
---	-------------------------	---

在校中	引き渡しをします。速やかに学校に起こしてください。
-----	---------------------------

校外 学習時	帰宅可能	帰校後、引き渡しをします。(学校から連絡)
	帰宅不可能	状況に応じて学校から連絡。 (連絡方法については下記参照)

4	保護者への連絡方法	状況に応じて発信します。
---	-----------	--------------

1	四小配信メール	スマート連絡帳にて配信
2	四小学校ホームページ	府中市立府中第四小学校
3	災害ダイヤル171	1～3のいずれも使用できない場合、「171」をダイヤルしガイダンスに従って伝言の再生を行ってください。
4	学校掲示板	他の連絡手段がない場合、 校内の掲示板または校門に掲示

5	都内にJアラートによる ミサイル発射情報が 発信された場合	状況に応じて発信します。
---	-------------------------------------	--------------

在 校 時	○ミサイル発射情報（Jアラート第1報）が発信された場合 ・校舎内・体育館への避難や、建物内では窓から離れる等避難させます。
	○ミサイルが上空通過、領土外に落下した場合 ・Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、ミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認が取れた場合は、教育活動を再開します。
	○ミサイルが都内に落下した場合 ・行政から指示があれば、それに従って行動します。 ・原則、児童・生徒を学校で保護し、安否情報を保護者へ連絡します。

登 下 校 時	○ミサイル発射情報（Jアラート第1報）が発信された場合 ・登校前の場合は、自宅待機とします。Jアラートの続報等を確認してください。 ・学校に登校した又は下校していない児童・生徒を、校舎内・体育館等へ避難させます。
	○ミサイルが上空通過、領土外に落下した場合 ・Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、ミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認が取れた場合は、次の通り対応します。 (登校時) 児童・生徒に登校したら教育活動を再開する。交通機関の状況を把握し、始業繰り下げ・臨時休業を検討します。 (下校時) 下校を再開する。その際、児童・生徒にはミサイルの落下物には注意して帰宅するよう周知します。
	○ミサイルが都内に落下した場合 ・学校に登校した又は下校していない児童・生徒については、在校時に準じた対応を行います。 ・登下校中の児童・生徒については、事前に定めた方法により安否確認を行います。

校 外 活 動 時	○ミサイル発射情報（Jアラート第1報）が発信された場合 ・建物の中等へ避難させます。
	○ミサイルが上空通過、領土外に落下した場合 ・引率教員等が、Jアラートの続報やテレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、ミサイルが上空を通過したことや海上に落下したことの確認が取れた場合は、校外活動を再開します。
	○ミサイルが都内に落下した場合 ・行政から指示があれば、それに従って行動します。 ・安否情報を保護者へ連絡します。

3 保護者の方々へのお願い

(1) 引き渡しカードについて

本校では、大規模地震が発生した時、警戒宣言が発令された時、または大きな事故や事件が生じた時等は、原則として保護者への引き渡しを行います。引き渡しの際には、防災マニュアル通りに連絡します（P3～5 参照）。

引き渡しの際には、「災害発生時における引き渡しカード」をもとに、児童を引き渡します。

そのため、毎年「災害発生時における引き渡しカード」を提出していただきます。必要事項を記入の上2枚作成し、1枚を担当まで提出してください。カードの提出は指定された日までをお願いします。

保護者以外の方が引き取る場合は、親族に限ります。右の引き渡しカードが必要となります。親族の方と引き渡しの確認をしていただくとともに、カードを携帯していただけるようお伝えください。

府中第四小学校引き渡しカード							
わたしは、	<table border="1"><tr><td>年 組</td><td></td></tr><tr><td>年 組</td><td></td></tr><tr><td>年 組</td><td></td></tr></table>	年 組		年 組		年 組	
年 組							
年 組							
年 組							
保護者に引き取りを依頼されました。 責任をもって引き取ります。							
名前 _____							